

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が行う政策等の評価に関する規則（平成15年岩手県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(政策評価の時期) 第2条 政策評価は、毎年度、 <u>7月末日</u> までに行うものとする。	(政策評価の時期) 第2条 政策評価は、毎年度、 <u>11月末日</u> までに行うものとする。
(事務事業評価の時期) 第6条 事務事業評価の時期は、毎年度、 <u>10月末日</u> までに行うものとする。	(事務事業評価の時期) 第6条 事務事業評価の時期は、毎年度、 <u>11月末日</u> までに行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。